

第3章

安全で住みよいまち〈都市基盤の充実〉

第1節 土地利用

- 1 秩序ある土地利用
 - (1) 土地利用関連計画の推進
 - (2) 規制誘導手法の導入
 - (3) 地籍調査の推進
 - (4) 適正な町有地化
- 2 特徴ある土地利用
 - (1) 土地の有効活用
 - (2) 工業・流通系土地利用の検討
 - (3) 沿道サービス系土地利用の検討
 - (4) 里地里山環境の保全・活用

第2節 自然環境

- 1 環境保全の意識醸成
 - (1) 環境教育の充実
 - (2) 町民活動への支援
- 2 里地里山の保全・活用
 - (1) 森林の適切な管理と活用
 - (2) 里地里山の保全・活用
 - (3) 太陽光発電事業の適正化
- 3 水辺環境の保全
 - (1) 清掃活動の充実
 - (2) 不法投棄の防止
 - (3) 清流の保全
 - (4) 水量の確保
- 4 生態系の保全
 - (1) 生態系の保全

第3節 市街地・集落

- 1 コンパクトシティづくり
 - (1) 中心拠点づくり
 - (2) 地域生活拠点づくり
 - (3) 拠点間を結ぶ交通サービスの充実
- 2 良好な住環境づくり
 - (1) 住宅・宅地の耐震化
 - (2) 空き家の対策
 - (3) 町営住宅の維持保全
 - (4) 景観まちづくりの推進

第4節 公園・都市緑地

- 1 公園等の整備
 - (1) 公園等の整備
- 2 都市緑地の推進
 - (1) 都市緑地の推進

第5節 道路・交通

- 1 道路の整備
 - (1) 幹線道路の整備
 - (2) 生活道路の整備
 - (3) 道路環境の整備
- 2 橋りょうの整備
 - (1) 橋りょうの整備
 - (2) 橋りょうの長寿命化
- 3 駅周辺整備
 - (1) 駅周辺の整備
 - (2) 新駅の検討
- 4 公共交通
 - (1) 鉄道輸送の充実
 - (2) 路線バスの維持・充実
 - (3) 公共交通空白地域の解消

第6節 河川・水辺

- 1 河川等の整備
 - (1) 治水対策の推進
 - (2) 河川・ため池の有効利用
- 2 水辺環境の保全（再掲）
 - (1) 清掃活動の充実
 - (2) 不法投棄の防止
 - (3) 清流の保全
 - (4) 水量の確保

第7節 交通安全・防犯

- 1 交通安全の環境整備
 - (1) 交通安全施設の整備
 - (2) 交通安全教育の充実
 - (3) 広報活動の充実
 - (4) 放置自転車の解消
- 2 安全・安心なまちづくり
 - (1) 防犯環境の整備
 - (2) 広報活動の充実
 - (3) 防犯対策の強化
 - (4) 犯罪被害者への支援

第8節 防災・消防

- 1 地域防災力の充実・強化
 - (1) 防災関連計画の整備と着実な推進
 - (2) 自助・共助の普及啓発
 - (3) 公助の強化
 - (4) 国民保護活動への理解醸成と周知拡大
- 2 消防体制の維持・継続
 - (1) 消防団施設等の計画的整備
 - (2) 消防団組織の維持

第1節 土地利用

SDGs への貢献



所管課・関係課 政策推進課、都市政策課、建設課、にぎわい創出課、環境農林課、上下水道課

現状と課題

本町は、四方を山に囲まれ、その中にコンパクトな市街地が形成されています。河川沿いに住宅、商工業施設が混在し、2つの大型住宅団地があります。一団の農地は小川地区と大河地区にもありますが、大部分は八和田地区に集中しています。

高度成長期の影響から街が無秩序に広がらないように、昭和54（1979）年9月に都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分（区域区分）して、計画的に土地の利用を行ってきましたが、近年の急激な人口減少や少子高齢化による市街地の変化、空き家の増加、市街化調整区域への大規模な企業誘致などにより、区域区分の見直しについて検討が必要となっています。

また、本町の豊かな自然環境と調和のとれた発展と活性化を進めるため、「小川町都市計画マスタープラン*」、「小川農業振興地域整備計画*」などに基づいて、基本構想の土地利用構想の実現を図る必要があります。

あわせて、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等の関係法令による規制や誘導により、円滑な土地の利用を進めていくことが求められます。

さらに、町立小中学校の再編に伴う学校跡地の有効利用等について、検討を行う必要があります。

基本方針

秩序ある土地利用を推進するため、基本構想の土地利用構想に沿って、本町の活性化方策を推進します。

また、関連法令の運用により土地利用を適切に規制するとともに、面整備事業や地区計画*などの規制誘導手法の導入を進めます。

さらに、地域特性を活かした特色ある土地利用を推進するため、里地里山の保全・活用、交通条件を活かした新たな土地利用を検討します。

基本計画

1 秩序ある土地利用

小項目	内容
(1) 土地利用関連計画の推進	全体的な土地利用については、「小川町第6次総合振興計画」の基本構想に示された土地利用構想に沿って本町の活性化の方策を推進します。
(2) 規制誘導手法の導入	土地利用構想に適合した開発が行われるよう、まちづくり制度（地区計画など）の策定を推進します。
(3) 地籍調査の推進	土地の適正な管理と活用する際の手続きの迅速化を図るため、効率的な地籍調査を実施します。
(4) 適正な町有地化	公共事業の推進や町土の保全のため、必要に応じて町有地化を検討します。

2 特徴ある土地利用

小項目	内容
(1) 土地の有効活用	長期にわたる低未利用の町有地は、町民主体のまちづくり活動への提供や民間への賃貸など、その有効利用を進めます。 耕作放棄地については、耕作の拡大を希望する意欲ある農業者と連携し再生事業を促進します。
(2) 工業・流通系土地利用の検討	主要な幹線道路沿道などでは、まちの活力を高め、雇用創出にもつながる新たな工業・流通系土地利用を図ります。
(3) 沿道サービス系土地利用の検討	関越自動車道嵐山小川インターチェンジ周辺や主要な幹線道路沿道などでは、自動車利用に対応した日常生活の利便性向上に資する土地利用を検討します。
(4) 里地里山環境の保全・活用	本町の特徴ある風景である里地里山の環境は、貴重な自然環境として積極的に保全するとともに、人と自然のふれあいの場・交流の場として活用します。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
工業・流通ゾーンの整備済面積 (ha)	68.7	87.1	土地利用構想に基づき工業・流通ゾーンの整備を推進します。
地籍調査の事業進捗率 (%)	75.8	82.3	令和2(2020)年度に策定した「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき、進捗率の向上に努めます。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
工業・流通ゾーンの整備済面積 (ha)	68.7	68.7	68.7	68.7	68.7	68.7
地籍調査の事業進捗率 (%)	70.8	72.5	73.1	73.7	74.6	75.8

第2節 自然環境

SDGs への貢献



所管課・関係課 環境農林課、上下水道課、学校教育課

現状と課題

本町の面積の半分以上を占める森林は、その一部が県立長瀬玉淀自然公園に指定され、豊かな自然環境を残しています。これらの森林や河川、ため池などの自然環境やそこに成り立つ生態系などは、環境保全条例などに基づき、可能な限り保全し、継承していく必要があります。

現在、本町では町民参加による河川清掃や花いっぱい運動などを推進しています。また、令和3（2021）年に「小川町ゼロカーボンシティ*宣言」を行い、再生可能エネルギー*の活用を推進するとともに、無秩序な太陽光発電設備の設置が行われないよう条例を制定し、適正な太陽光発電設備の設置及び維持管理について指導しています。町の豊かな自然を保ちつつ、ゼロカーボンシティの実現を図るため、町民に対する啓発活動を実施するなど、環境教育に力を入れていくことが大切です。

本町には、農林業の営みによって維持されてきた里山などの二次的な自然地域が多くあります。国はこうした二次的自然地域において、自然資源の持続可能な利用、自然共生社会の実現に活かしていく取組を「SATOYAMAイニシアティブ*」と名づけて世界に提案しています。

こうした里地里山が維持されていることが本町の大きな財産であり、引き続き自然資源の持続可能な利用・管理を推進するため、さらなる有機農業*の拡大や木質バイオマス*の活用なども検討していく必要があります。また、里山の緑は、地球温暖化で問題になっている温室効果ガスの二酸化炭素を吸収する働きがあり、環境保全の観点からも重要となっています。

河川は、槻川と兜川が市街地を流れ、市野川は八和田地区の水田をうるおしています。また、町内には農業用水として利用されているため池も多く残っています。比企丘陵農業遺産推進協議会（滑川町、東松山市、熊谷市、嵐山町、小川町、吉見町、寄居町、埼玉中央農業協同組合、くまがや農業協同組合、埼玉県東松山農林振興センター、埼玉県大里農林振興センター）が、令和4（2022）年6月に申請していた「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム*」が、令和5（2023）年1月に日本農業遺産*として認定されました。これら水辺環境の保全と水量や清流の確保のための方策を総合的に検討していく必要があります。

基本方針

生態系を構成する森林・河川などの自然環境を保全していくため、学校教育の場での環境教育を充実します。

また、町民と共に自然環境の保全及び改善活動を推進します。

基本計画

1 環境保全の意識醸成

小項目	内容
(1) 環境教育の充実	自然環境を保全するためには、町民一人一人が認識することが重要であり、「小川町環境基本計画」に基づき、学校教育などを通じて環境教育を推進します。
(2) 町民活動への支援	自然環境を保全、改善するための環境美化運動の主体や自然環境を維持管理していく主体として、森林ボランティアなどの環境保全ボランティア団体を育成するとともに、町民の環境保全活動を支援します。

2 里地里山の保全・活用

小項目	内容
(1) 森林の適切な管理と活用	森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林組合など関係団体と連携し、持続的な利用・管理の取組を推進します。 また、適切な森林整備などを進めるための財源である森林環境譲与税*を有効に活用して森林の適切な管理を推進します。
(2) 里地里山の保全・活用	自然と共生した農林業の営みによってつくられてきた里地里山の緑豊かで多様な生態系が残された環境を保全するため、環境に配慮した農林業の普及や木質バイオマス*の利活用などを進めます。 また、里地里山の環境を活用したグリーンツーリズム*の条件を整備し、地域経済への貢献を目指します。
(3) 太陽光発電事業の適正化	太陽光発電事業の適正実施に向け、関係する法令や町条例の遵守により、地域の環境及び住民意識と調和した適正な発電事業となるよう指導します。

3 水辺環境の保全

小項目	内容
(1) 清掃活動の充実	町内全域を対象とする河川清掃などを通じて環境美化に努めます。
(2) 不法投棄の防止	河川などへのごみの不法投棄を防止するため、監視体制を強化します。
(3) 清流の保全	清流を保全するため、公共下水道*等生活排水施設の普及や利用の促進を図ります。 また、水辺環境や山林の保全団体及び町民参加による清流保全活動や森林の保全を支援します。
(4) 水量の確保	水量を確保するため森林の適正管理を推進します。 また、水道水源にも利用されていることから、計画的な取水と県水の利用に努め、水利利用の安定性を確保します。

4 生態系の保全

小項目	内容
(1) 生態系の保全	森林や河川の保全とともにトンボやホタル、水鳥などが生息する環境づくりを推進します。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
河川水質の環境基準類型A (BOD*の年間平均値 2.0 mg / ℓ以下) 達成箇所の割合 (%)	88.9	100.0	川の有機物による「よごれ」を調べるBOD (生物化学的酸素要求量) の達成箇所の増加を目指します。
河川清掃に伴うごみの回収量 (kg)	4,760	4,000	河川清掃の実施に伴い回収されるごみの量が年々減少していくことを目指します。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
河川水質の環境基準類型A (BODの年間平均値 2.0 mg / ℓ以下) 達成箇所の割合 (%)	88.9	88.9	88.9	100.0	88.9	88.9
河川清掃に伴うごみの回収量 (kg)	5,460	-	7,600	5,000	5,380	4,760

第3節 市街地・集落

SDGs への貢献



所管課・関係課 都市政策課、政策推進課

現状と課題

人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした現状を踏まえ、コンパクトなまちづくりに取り組むため、「小川町立地適正化計画」に基づき『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進してきました。

建築物の耐震化については、令和8（2026）年度に「小川町建築物耐震改修促進計画」を策定し、令和12（2030）年度末の耐震化率95%を目標に本町では住宅耐震改修補助制度を創設しています。住宅の耐震化率は令和5（2023）年9月時点で79%にとどまっており、未耐震化住宅の中には空き家も含まれ、これにより耐震化が進まないことも問題となっています。

空き家については適正な管理、有効活用、リフォーム（改修）・リノベーション（大規模改修）・解体などを効率的に進めていく必要があります。空き家の適正管理の指導をはじめ、流通・利活用を図るために、空き家バンク*の推進や、空き家の改修、除却などに対する補助制度など、様々な対策を検討する必要があります。

住宅セーフティネット法を受け、町営住宅は住宅確保要配慮者に対して有効な施策です。既存の町営住宅の適切な維持・保全及び設備更新に努めることが必要です。

市街地でも駅南側周辺は、江戸時代から商いの町で栄え、当時の面影を残す古い町家や蔵、長屋が今なお多く残っており、埼玉県歴史のみち景観モデル地区*（平成29（2017）年度～令和4（2022）年度）に選定されたことを契機に、歴史的建造物の案内標識の設置やまち歩きを実施してきました。今後も景観まち歩きなどに取り組むことで景観づくりへの意識醸成を図り、魅力的な小川町らしい景観を守り、作っていくことが大切です。

基本方針

将来にわたって町民の生活を支える医療、福祉、商業などのサービスの提供に係るコストを抑え、サービスの提供を継続するため、「小川町立地適正化計画」に基づき、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。中心拠点と地区拠点を結ぶ公共交通のネットワークの維持・充実に努めます。

高齢化が進む住宅団地については、「地域再生法」などを活用しながら、活性化への取組を検討します。

市街地・集落における良好な住環境の保全を図るため、宅地耐震化推進事業、旧耐震基準の住宅の耐震診断・改修または除却、空き家バンク、町営住宅の長寿命化、景観まちづくりを推進します。

基本計画

1 コンパクトシティづくり

小項目	内容
(1) 中心拠点づくり	小川町駅周辺は、医療、福祉、商業などの都市機能が集積したサービス水準の高い施設を集積し、歩行空間や自転車利用環境を優先しただれもが安全で安心して生活できる居住環境の保全を図ります。
(2) 地域生活拠点づくり	旧町村市街地であったところは、周辺地域に比べて人口集積度が高いので、日常的な生活サービス施設を集積し、一定の人口密度を維持します。
(3) 拠点間を結ぶ交通サービスの充実	中心拠点と地域生活拠点を結ぶ路線バスの維持・充実に併せて、公共交通空白地域の解消などを目的として導入したデマンドタクシー*事業の持続可能な運行を目指します。

2 良好な住環境づくり

小項目	内容
(1) 住宅・宅地の耐震化	現行の住宅の耐震診断及び耐震改修の補助制度を見直し、利用しやすい補助制度となるよう検討します。 また、町内に複数存する大規模盛土造成地について、定期的に経過観察を行い、大地震時の活動崩落への予防対策を進めます。
(2) 空き家の対策	空き家バンク*制度を推進し、登録物件の改修工事に対する補助制度を拡充するなど、充実に図ります。 また、管理不全空き家・特定空き家等の所有者に対して管理を促し、指導助言や勧告、命令を行い、旧耐震基準で建築された空き家については、除却の補助制度を検討します。
(3) 町営住宅の維持保全	「小川町町営住宅長寿命化計画」をもとに戸数、間取り、設備の維持保全、適切な時期の設備更新を図ります。
(4) 景観まちづくりの推進	埼玉県歴史のみち景観モデル地区*（平成29（2017）年度～令和4（2022）年度）に選定された景観モデル地区内の歴史的な町並み景観の保全・活用を図ります。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
居住誘導区域（中心拠点）の人口（人）	7,480	7,330	町全体の人口減少と比して居住誘導区域（中心拠点）の人口減少が抑制されることでコンパクトシティ化が図られていることを確認します。
空き家バンクの年間成約件数（件）	15	10	空き家バンクに登録されている物件の成約件数により空き家の解消状況を確認します。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
居住誘導区域（中心拠点）の人口（人）	7,840	7,682	7,628	7,530	7,559	7,480
空き家バンクの年間成約件数（件）	5	10	8	11	8	15

第4節 公園・都市緑地

SDGs への貢献



所管課・関係課 都市政策課

現状と課題

本町は森林などの緑の面積は多いものの、市街地の公園や町民が気軽に親しめる緑地は比較的少なく、公園・都市緑地の計画的な整備を推進することが課題です。

市街地の公園の中でも、栃本親水公園は町民の憩いの場になっており、また令和7（2025）年度リニューアルオープンした道の駅おがわまちには家族づれで遊べる公園も整備され、それぞれの公園を結ぶ槻川流域の遊歩道のつながりを持たせた活用によりにぎわいが期待できます。

緑地は、都市緑地として整備された陣屋沼緑地や蟹沢沼緑地があり、また、仙元山には仙元山見晴らしの丘公園を中心とした町民の憩いの場があります。これらの資源を活用し、市街地周辺の観光資源とあわせ散策できるネットワークづくりが必要です。

公園・都市緑地は供用開始から30年以上が経過しているものがほとんどで遊具や設備の老朽化への対応が必要です。また、あまり利用されていない公園や機能が類似している公園は、役割や機能を集約・分担するなどの公園整備が求められます。

また、身近な生活空間における緑地を確保していく必要があります。

基本方針

市街地を中心とした公園・都市緑地の整備を推進し、槻川などの豊かな自然環境を活用したまちづくりを進めます。これらの資源を活用し、道の駅おがわまちを中心に市街地周辺の観光資源ともあわせて散策できるネットワークづくりを推進します。公園施設の老朽化対策として、「小川町公園施設長寿命化計画」に基づき、機能集約・分担について検討を行い、公園整備を進めます。地区計画*等により緑化を推進します。

基本計画

1 公園等の整備

小項目	内容
(1) 公園等の整備	既存の公園について、適正な維持管理を行うとともに、老朽化への対応には、「小川町公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に整備を進めます。また、道の駅おがわまちを中心に、観光資源とあわせ市街地周辺を散策できるよう公園や遊歩道の整備を推進し、そのネットワークづくりを進めます。

2 都市緑地の推進

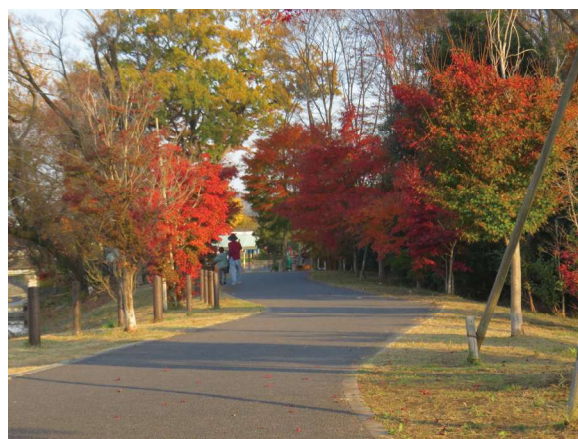
小項目	内容
(1) 都市緑地の推進	工業団地や住宅団地は地区計画により、敷地内の緑化に努めることや、垣または柵は生け垣等の開放性のあるものにする等ルール化することで、緑化を推進します。 また、工業団地や住宅団地の開発においても、緩衝帯緑地帯を設けることにより、防災上の有効手段として緑化を推進します。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
都市公園面積 (ha)	10.2	10.5	都市公園面積3%増を目指します。
公園・緑地満足度 (%)	30.8	35.0	遊具設備の更新や類似している公園の役割や機能を集約・分担することで、公園の充実を図ります。 ※数値は残数に対して満足・やや満足が占める割合とする。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
都市公園面積 (ha)	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2
公園・緑地満足度 (%)	33.0	-	-	-	-	30.8



栃本親水公園

第5節 道路・交通

SDGs への貢献



所管課・関係課 都市政策課、建設課

現状と課題

広域幹線道路としての国道 254 号バイパス整備後、市街地の通過交通量は減少していますが、都市計画道路*環状1号線の整備を促進することで、渋滞する市街地内の主要地方道熊谷小川秩父線や飯能寄居線などの通過交通量をさらに減少させる必要があります。

国道 254 号バイパスの混雑解消対策のため、埼玉県と共に取り組んでいた県道本田小川線バイパス、町道 228 号線の整備が完了し令和5（2023）年3月 28 日に町内を通過する区間が全線開通しました。これにより交通の分散が図られ、慢性的な交通渋滞となっている高谷交差点付近の渋滞緩和、走行時間の短縮などの効果が見込まれています。

主要地方道及び一般県道などの未整備区間については、引き続き関係機関に整備を要請していくとともに、生活道路については、幹線道路とスムーズに連絡するように整備する必要があります。

また、全国的に道路や橋りょうなどの公共インフラの安全性、信頼性の確保が強く求められています。本町で整備したインフラも老朽化が進んでいるため、適正な維持管理と計画的な整備や修繕を進める必要があります。

観光客をはじめとした歩行者の安全確保のため、道路整備にあわせて自転車・歩行者道の整備が求められています。さらに、高齢者・子ども*や障害者にも利用しやすいように、ユニバーサルデザイン*を取り入れた小川町駅南口駅前広場や道路の整備、小川町駅北口の開設による利用者の利便性の向上が求められています。

一方、バスや鉄道などの公共交通機関は、町民の生活上、欠かせない大切な交通手段となっていることから「小川町地域公共交通計画」に基づいた、路線バスの維持・充実を図っていくとともに、公共交通空白地域の解消や移動手段を持たない高齢者などの移動を支援することを目的として導入されたデマンドタクシー*事業の持続性を確保する必要があります。

鉄道については、鉄道事業者に対し利便性の向上や利用促進に関する要望を沿線自治体と連携し、継続的に行っていく必要があります。

基本方針

道路については、舗装の破損状況に応じた適切な措置を実施し、ライフサイクルコスト*の縮減に努めます。また、橋りょうについては、「小川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき維持補修及び予防的な修繕を行います。

都市計画道路環状1号線の早期完成と、日常生活に必要な生活道路のネットワーク化を図るとともに、快適な道路環境づくりのため、バリアフリー化や駐車場の確保に努めます。

公共交通については路線バスの維持・充実を図り、デマンドタクシー事業の持続性を確保します。鉄道については、鉄道事業者に対し利便性の向上や利用促進に関する要望を沿線自治体と連携し、継続的に行っていきます。

基本計画

1 道路の整備

小項目	内容
(1) 幹線道路の整備	関越自動車道嵐山小川インターチェンジからのアクセス道路*を延伸し、市街地までの整備を検討します。また、中心市街地の通過交通量を減少させるため、都市計画道路*環状1号線の早期完成やそれに伴う町道整備など町内をネットワーク化する幹線道路網の整備を推進します。
(2) 生活道路の整備	日常生活に必要な道路は、町民の要望を踏まえつつ、計画的に整備を推進します。また、緊急を要する道路の補修などについては、町民生活の安全性を確保するため、適切に対応します。
(3) 道路環境の整備	道路利用者の安全を確保するための道路照明灯及び道路反射鏡等の道路施設については、町民や各行政区などと連携しつつ適正な維持管理に努めます。こども*や障害者、高齢者にも安全で快適な道路環境にするため、ユニバーサルデザイン*を取り入れた整備、生態系への配慮や緑化などに対応した道路づくりを推進します。

2 橋りょうの整備

小項目	内容
(1) 橋りょうの整備	橋りょうの定期点検（5年に1度）を行い、その結果に基づき、維持補修を実施するとともに、損傷の著しい橋りょうについては架け替えや集約化を検討します。
(2) 橋りょうの長寿命化	「小川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持補修及び予防的修繕を行い橋りょうの長寿命化を図ります。

3 駅周辺整備

小項目	内容
(1) 駅周辺の整備	小川町駅北側は、北口開設や駅前広場の整備について、関係機関と協議を進めるとともに、駅橋上化を検討します。小川町駅南口駅前広場はユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進し、県道小川町停車場線整備にあわせて商店街の活性化を図ります。
(2) 新駅の検討	新駅の設置の可能性について、調査・研究します。

4 公共交通

小項目	内容
(1) 鉄道輸送の充実	鉄道事業者に対し利便性の向上や利用促進に関する要望を沿線自治体と連携し、継続的に行っていきます。
(2) 路線バスの維持・充実	既存の路線バスの維持・充実を図り、運転手不足等の問題などを小川町地域公共交通活性化協議会で検討します。
(3) 公共交通空白地域の解消	公共交通空白地域の解消を目的として、平成30（2018）年4月から本格運行を開始したデマンドタクシー*事業の持続可能な運用を目指します。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
道路アスファルト舗装修繕面積 (㎡)	34,283	31,600	幹線道路を対象とした「小川町舗装修繕個別施設計画」に基づき修繕を実施します。
小川町駅1日あたり乗降客数(人) ※東武鉄道	7,831	7,800	移住・定住施策や各種イベント等の充実により、鉄道利用者数を維持して町民の交通手段を守ります。
路線バスの年間乗車人数(人)	831,426	831,400	路線バスの維持・利用促進を図り、町民の交通手段を守ります。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
道路アスファルト舗装修繕面積(㎡)	—	9,338	17,179	22,714	28,444	34,283
小川町駅1日あたり乗降客数(人) ※東武鉄道	9,449	6,657	7,424	7,759	7,875	7,831
路線バスの年間乗車人数(人)	942,525	755,827	727,630	816,813	784,425	831,426

※「道路アスファルト舗装修繕面積(㎡)」の令和12年度における目標値は、令和8年度から令和12年度までの舗装修繕面積の合計です。



TJライナー



デマンドタクシー

第6節 河川・水辺

SDGs への貢献



所管課・関係課

建設課、環境農林課、にぎわい創出課、都市政策課、上下水道課

現状と課題

市街地を流れる槻川と兜川、そして八和田地区の水田をうるおす市野川が、本町の主な河川です。

また、各地区に点在するため池は、農業用水として現在も利用されています。

これらの町内を流れる河川やため池は、近年頻発する集中豪雨や大型台風による浸水などの被害の防止も含め、治水、利水を考慮し、自然に配慮した砂防及び治山対策を推進するとともに、河川に親しむ憩いの場の整備が必要です。また、農業用水の確保や河川の維持のため、森林を保全し、水資源のかん養機能*を高め水量を確保する必要があります。

さらに、河川やため池などの水辺環境を保全するため、町民参加による清掃活動の推進や不法投棄の防止対策を進めるとともに、清流の保全のため、森林の保全や公共下水道*等生活排水処理施設の整備を推進し、河川などの公共用水域の水質浄化を図る必要があります。

基本方針

河川やため池の整備にあたっては、近年頻発する集中豪雨や大型台風による浸水などの被害の防止も含め、治水・利水対策及び河川などに親しむ憩いの場の整備をさらに進めるとともに、町民のニーズや事業の必要性を検討しながら、生物多様性*に配慮した整備を行っていきます。

また、水辺環境の保全や水質浄化のため、清掃活動や町民参加による環境整備活動の推進、生活排水施設の普及や利用の促進を図ります。

基本計画

1 河川等の整備

小項目	内容
(1) 治水対策の推進	近年頻発する集中豪雨や大型台風による浸水などの被害防止の観点から、危険場所の把握と河川やため池の整備を推進し、治水・利水対策を強化します。
(2) 河川・ため池の有効利用	河川敷やため池周辺を活用して、町民や来訪者の憩いの場となる親水空間の整備を図ります。

2 水辺環境の保全（再掲）

小項目	内容
(1) 清掃活動の充実	町内全域を対象とする河川清掃などを通じて環境美化に努めます。
(2) 不法投棄の防止	河川などへのごみの不法投棄を防止するため、監視体制を強化します。
(3) 清流の保全	清流を保全するため、公共下水道*等生活排水施設の普及や利用の促進を図ります。 また、水辺環境や山林の保全団体及び町民参加による清流保全活動や森林の保全を支援します。
(4) 水量の確保	水量を確保するため森林の適正管理を推進します。 また、水道水源にも利用されていることから、計画的な取水と県水の利用に努め、水利用の安定性を確保します。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
町の人口に占める河川清掃参加者の割合 (%)	16.6	20.0	町民の協力により河川清掃を実施することで、河川環境についての意識の醸成を図ります。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
町の人口に占める河川清掃参加者の割合 (%)	16.6	中止	17.0	16.0	17.0	16.6



河川清掃

第7節 交通安全・防犯

SDGs への貢献



所管課・関係課 防災地域支援課、建設課、都市政策課、学校教育課、環境農林課

現状と課題

町内における交通事故件数は、一時的に減少しましたが、令和5（2023）年度までは、わずかに増加傾向となっています。

交通事故を未然に防ぐためには、道路、標識などの交通環境の整備や交通安全教室、街頭指導による啓発活動を引き続き実施していくことや、子ども*たちの通学路安全確保のため、関係機関と連携して通学路における交通安全施設などの点検を行い危険箇所の把握に努めるとともに、早期に改善整備を進めることが必要です。

また、住民の高齢化による、高齢者の交通事故割合の増加が懸念され、それに対する対策を検討し、令和5（2023）年4月から70歳以上の自動車等運転免許自主返納者*を対象にバス定期券の購入費用やデマンドタクシー*の利用料金を補助する制度を開始しました。

さらに、令和5（2023）年4月より努力義務化された、自転車運転時のヘルメット着用、令和6（2024）年11月から罰則が強化された自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」や「自転車の酒気帯び運転」など、改めて自転車の運転に関するルールの周知が必要です。

町内における刑法犯罪認知件数は、平成16（2004）年をピークに令和3（2021）年度まで減少しましたが、令和4（2022）年度からは増加傾向となっています。犯罪を防ぐためには、公園、老朽化した空き家、遊休地などを適切に管理し、犯罪から子どもを守るため、ボランティアによる児童生徒の登下校時の見守り活動を継続する必要があります。

しかし、施設の維持管理費などの増加や、人口減少や高齢化に伴う所有物の維持管理が難しい事例が生じているほか、ボランティアの高齢化や町立小中学校の再編による自主防犯活動の縮小が懸念され、新たな担い手の確保や、地域の実態に合わせた活動内容の検討が課題となっています。

さらに、近年特殊詐欺手口の巧妙化による被害や闇バイトによる強盗被害が全国的に多発しており、これらの被害防止のための対策を検討していく必要があります。

基本方針

警察など関係機関との連携により、交通安全教育を推進し、交通安全施設などを整備するとともに、安心な地域社会の実現を図るため、町民や事業所と連携し、ソフト及びハード両面から防犯対策を進めます。

基本計画

1 交通安全の環境整備

小項目	内容
(1) 交通安全施設の整備	ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設を整備します。特に、通学路や歩行者の多い道路を優先して実施します。
(2) 交通安全教育の充実	交通安全団体、警察との連携により、児童生徒等を対象とした交通安全教室を開催するとともに、道路交通法の改正に応じた内容の充実を目指します。
(3) 広報活動の充実	交通安全団体、警察との連携により、街頭キャンペーンを通して交通安全を啓発します。広報紙やホームページなどを最大限活用し、啓発となる記事を掲載します。交通安全団体を主体とした町の広報車による広報活動を継続して実施します。
(4) 放置自転車の解消	放置自転車を解消するため、自転車への注意喚起札の取付け等の活動を通し、既存の駐輪施設への誘導を図ります。

2 安全・安心なまちづくり

小項目	内容
(1) 防犯環境の整備	地域からの要望による防犯灯の設置支援や、安全で安心なまちづくりに配慮した道路、公園などの維持管理に努めます。 また、公共空間における防犯カメラの設置を検討するなど、防犯環境の整備強化に努めます。
(2) 広報活動の充実	「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を一層高め、自ら積極的に防犯対策を講じていくことが必要です。そのために、広報紙やホームページなどを活用して啓発活動を推進します。
(3) 防犯対策の強化	犯罪を起こさせにくい環境づくりを進めるために、地域における犯罪の発生抑止に大きく貢献している自主的な防犯活動への支援を継続します。 また、自主防犯ボランティアの高齢化等の問題に対し、定期的な研修会の開催や新たな担い手の確保などを通し、防犯対策の充実を目指します。あわせて、地域、事業所、警察などと連携した地域安全運動を推進します。
(4) 犯罪被害者への支援	犯罪の被害に遭われた人の被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、支援を実施します。 また、広報紙などを活用し、相談窓口、支援施策などの啓発に努めます。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
小川町高齢者自動車等運転免許自主返納補助金利用者数 (件 / 年)	1	10	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者にバス定期券の購入費用やデマンドタクシー*の利用料金の補助を行い、高齢者の交通事故発生の削減を図り、あわせて町内の交通事故発生件数の減少を目指します。
ウルトラ防犯パトロール隊* 隊員数 (人)	589	530	防犯ボランティアの高齢化等による問題に対し、ウルトラ防犯パトロール隊の隊員数を維持し、町内の防犯対策を実施します。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小川町高齢者自動車等運転免許自主返納補助金利用者数 (件 / 年)	—	—	—	—	0	1
ウルトラ防犯パトロール隊隊員数 (人)	712	736	704	695	661	589

第8節 防災・消防

SDGs への貢献



所管課・関係課 防災地域支援課

現状と課題

これまでの災害履歴や地理的特性などから、本町が最も警戒すべき自然災害として「水害」と「地震」が挙げられます。本町における水害は、令和元（2019）年に発生した東日本台風（台風第19号）以降、多くの避難者を伴うものの発生はありませんが、近年は集中豪雨や線状降水帯、記録的短時間大雨情報を伴う降雨などが各地で発生しています。同様に、地震についても、近年では震度5弱以上の揺れを伴う大地震の発生はありませんが、全国に目を向けると、令和6（2024）年能登半島地震の発生や南海トラフ地震*臨時情報が発表されたほか、高い確率で首都直下地震の発生も懸念されています。これらの状況から、これまで以上に防災・減災に資する事前の備えが注目されています。

防災対策等については、令和8（2026）年3月に改定した「小川町国土強靱化地域計画」や活動の根幹となる「小川町地域防災計画」の時点修正をはじめ、時代に即した個別計画等の改定・整備を推進するとともに、引き続き、町民等との距離が近い地域単位の防災訓練（講座）等の開催を積極的に促進し、さらなる自助・共助の普及啓発と自主防災組織*の設置支援が必要となります。また、平時から防災関係機関との連携や町民等との協働に努め、非常時における警戒避難体制を確立すること等により、公助の強化を図ることも重要です。近年の災害教訓から、ジェンダーやトイレ、ペット同行避難など、社会の変遷に伴う新たな問題も提起されているため、これらの問題を解決し、避難者が安心して過ごせる避難所（避難場所）を運営することが課題となります。なお、国民保護活動は、世界情勢や時代の変化等に注視しつつ、活動自体への理解醸成や、さらなる周知拡大が求められています。

消防事業については、小川消防団（非常備消防*）が安定した活動を継続するため、老朽化に対応した消防団施設等の計画的整備や車両の更新、適切な維持管理が必要となります。また、少子化の進展や被用者の割合の増加等に伴う消防団入団者数の減少、消防後援会解散後の消防団に対する新たな支援のあり方や仕組みの確立等が課題となります。これらの課題を克服し、消防団組織を確実に維持していくことが求められています。

基本方針

時代に即した個別計画等の改定・整備のもと、さらなる自助・共助の普及啓発やより一層の公助の強化、国民保護活動への理解醸成と周知拡大などを通し、地域防災力の充実・強化を図ります。

あわせて、消防団施設等の計画的整備とともに、入団者数の減少を克服し、新たな支援のあり方や仕組みを確立することにより、消防体制の維持・継続を図ります。

基本計画

1 地域防災力の充実・強化

小項目	内容
(1) 防災関連計画の整備と着実な推進	「小川町地域防災計画」や「小川町国土強靱化地域計画」、「小川町業務継続計画」などの個別計画は、近年の災害教訓や考え方の変遷等を踏まえ、社会の変化に適切に対応できるよう、随時、見直しに努めます。あわせて、各種計画に基づき、備蓄消耗品や災害用資機材等の整備、防災行政無線*等の維持管理、防災情報の適切な提供や周知啓発、情報伝達手段の強化など、必要な事前防災・減災活動を着実に推進します。
(2) 自助・共助の普及啓発	地区ごとの防災訓練（講座）の実施をさらに促進し、地域特性を踏まえたきめ細かな普及啓発を行うとともに、防災訓練未実施地区の解消を目指すことにより、自主防災組織*の設置促進と地域防災力の底上げ・均衡化を図ります。また、おがわ学*授業などを通じた児童生徒への意識付けや、防災士の資格取得支援を行うなど、特定の世代にとらわれない未来に向けた人材育成に努めます。
(3) 公助の強化	説明会や訓練などを通し、町職員における公助の重要性の認識をより一層高めるとともに、参集から避難場所開設に至るまでの一連の流れや仕組みについて、役職を問わず確実な定着を図ります。訓練等は毎年反復して行い、地域住民との協働により徐々にその輪を拡大・充実します。また、避難所等の整備にあたっては、ジェンダーやトイレ、ペット問題などを含め、時代に即した環境の整備に努めます。
(4) 国民保護活動への理解醸成と周知拡大	本町は、武力攻撃や大規模なテロ行為などから町民の生命や身体、財産を守るため、国民保護法（略称）等に基づいて町民の避難や救援に関することなどを定めた「小川町国民保護計画」を策定しています。世界情勢や時代の変化等に注視しつつ、国民保護活動への理解醸成と周知拡大に努めます。

2 消防体制の維持・継続

小項目	内容
(1) 消防団施設等の計画的整備	消防団の活動拠点となる詰所については、必要な修繕や適切な維持管理を通し、安定した団活動が継続できるよう所要の整備に努めます。あわせて、消防車両や設備等を計画的に更新し、確実な緊急出動を確保・支援することにより、迅速な消防・防災活動を実現します。
(2) 消防団組織の維持	地域との協働により、さらなる団員の確保に積極的に取り組むとともに、補助制度の活用や時代に即した適切な支援を行うことにより、消防団組織の維持に努めます。必要に応じて、機能別消防団員などの新たな団活動のあり方等についても、適宜、検討を進めます。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
全 76 行政区のうち、自主防災組織*を設置済の行政区の数（行政区）	59	71	地域特性に応じたきめ細かな防災訓練（講座）等の開催支援や各種補助制度の活用などを通し、自助・共助の大切さを普及啓発することで、自主防災組織の設置を促進します。
小川消防団の定員（130 人）に対する所属団員の数（人）	120	130	直接的な団員募集をはじめ、消防団活動に対する幅広い後方支援を積極的に行うことにより、人材の確保に努めるとともに消防団組織を維持します。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全 76 行政区のうち、自主防災組織を設置済の行政区の数（行政区）	51	53	54	56	58	59
小川消防団の定員（130 人）に対する所属団員の数（人）	125	122	121	119	119	120



地域開催の防災訓練



防災出前講座